

あなたが あなたの道を 歩むために

広島大学の男女共同参画
(ダイジェスト版)

1 社会の現状を知ろう

皆さんは、大学生活の中で何を目指していますか？ おそらく、多くの人は、いずれ就職して社会で活躍するために、「自分の武器になるような専門知識を大学で身に付けたい」、「自分の適性や能力を大学生活の中で発見したい」と考えているのではないのでしょうか。

大学で学んだ知識を社会の中で活かし、自分らしく活躍するためには、まず「社会の現状」を知っておく必要があります。日本の社会では、性別に関係なく誰でも活躍できているのでしょうか？ また、そもそも社会で自活していくのにどれくらいの収入が必要なのでしょう？ これらの現状を今の段階できちんと把握し、将来を見通して大学生活を送りましょう。

データ

日本は、世界の中でも生活や教育水準などが高い国の一つですが、男女平等度という面では、たくさんの課題があります。いわゆる豊かな国を示す「国際人間開発指標(HDI)」では2013年には日本は10位ですが、男女平等度ランキング(世界経済フォーラムによる「グローバル・ジェンダー・リポート」2012年)によると、日本は101位です。

その主な要因は、社会の重要な意志決定をする立場や、組織内の権限を持つ地位に女性が少ないことや、男女の経済力の差が大きいことなどがあげられます。

！ いわゆる人間らしく豊かに暮らせる国のランキング (平均寿命、文字の読み書き、教育度・購買力などから算出)

1. ノルウェー	11. カナダ
2. オーストラリア	12. 韓国
3. アメリカ	13. 香港
4. オランダ	14. アイスランド
5. ドイツ	15. デンマーク
6. ニュージーランド	16. イスラエル
7. アイスランド	17. ベルギー
7. スウェーデン	18. オーストリア
9. スイス	18. シンガポール
10. 日本	20. フランス

ちなみに
日本は過去1990年、
1991年、1993年は
世界一位でした。

！ 男女平等(ジェンダー・ギャップ)度ランキング (男女の経済、政治、教育、健康などの平等度を算出)

1. アイスランド	11. オランダ	69. 中国
2. フィンランド	12. ベルギー	100. マレーシア
3. ノルウェー	13. ドイツ	101. 日本
4. スウェーデン	14. レソト	108. 韓国
5. アイルランド	15. ラトビア	
6. ニュージーランド	16. 南アフリカ	
7. デンマーク	17. ルクセンブルグ	
8. フィリピン	18. 英国	
9. ニカラグア	19. キューバ	
10. スイス	20. オーストリア	

資料: 国際人間開発指標 Human Development Index (HDI) 2013年
国連開発計画(UNDP)

資料: グローバル・ジェンダー・ギャップ・レポート
The Global Gender Gap Report 2012 世界経済フォーラム

四大進学率(浪人含む)

男	女	全体	4大卒の大学院進学率
56.0%	45.8%	51.0%	12.8%(男16.8%、女7.5%)

資料: 平成23(2011)年「学校基本調査」文部科学省

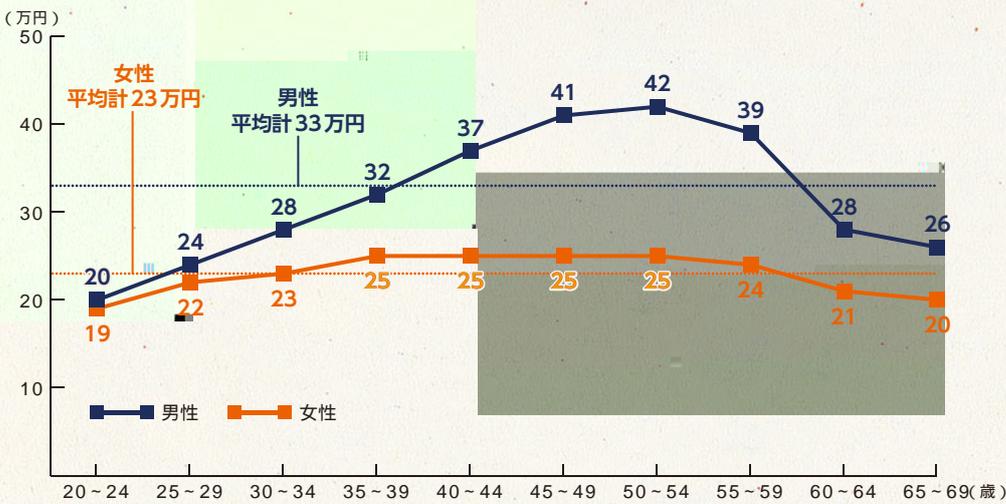


「日本は学歴社会」と言われますが、同じ学歴でも性別や年齢で収入には大きな開きがみられます。

男性は就職してから55歳ぐらいまでにだんだんと収入が上がって行きますが、女性は人生の中でほとんど収入があがっていません。

なぜ、このような大きな差が生まれるのかということ、その背景には、男女で職種が異なること、同じ職種でも、昇進の差があること(例：小学校の教員は女性の方が多いが、校長は男性の方が多い) 雇用形態の差(男性の多くは正社員だが、女性はパートや派遣などの非正規雇用の方が多数派) 女性のうちの一部は、いったん退職してまた働き始めるというスタイルの人が多く、その時に雇用形態や職種が不利な方向に変わったり、勤続年数が短くなってしまうこと などがああります。

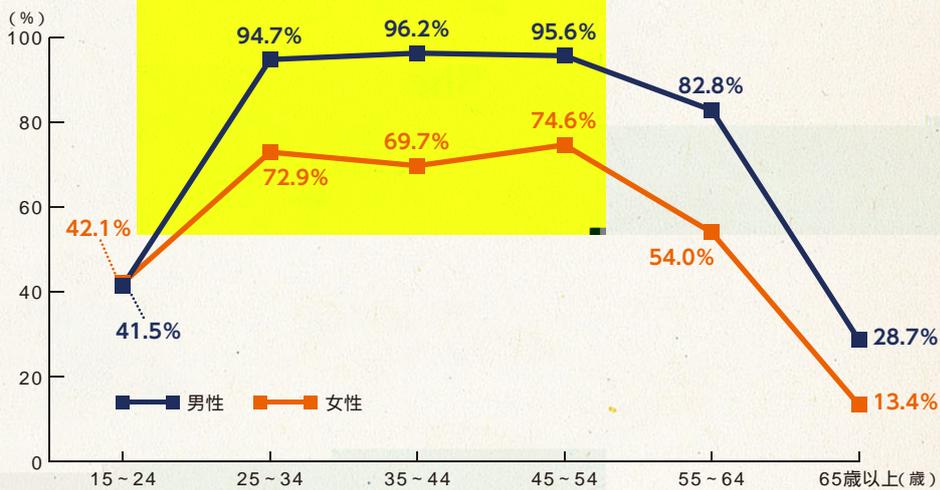
🔍 男女別、年齢別にみた1カ月平均給料



資料:平成23(2011)年度「賃金構造基本統計」厚生労働省



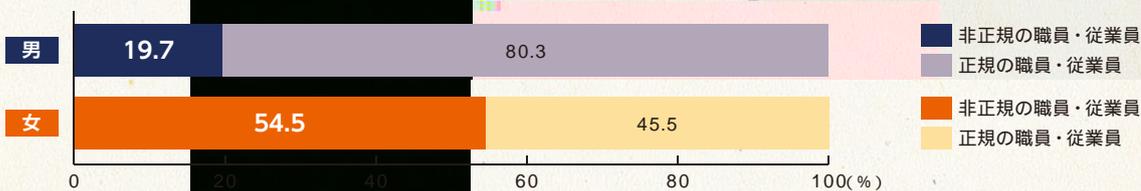
🔍 年齢別にみた労働力人口比率の推移



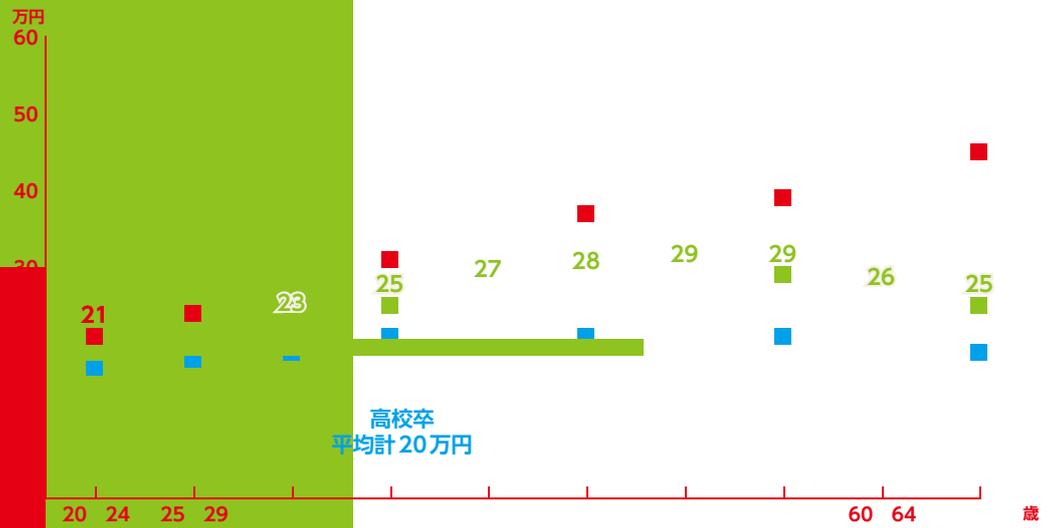
資料:平成24(2012)年度「労働力調査」総務省



🔍 働いている人のうち、正社員でない職員・従業員の割合



資料:平成24(2012)年度「労働力調査」総務省



被服及び履物
保健医療
交通
教育

療道通
信

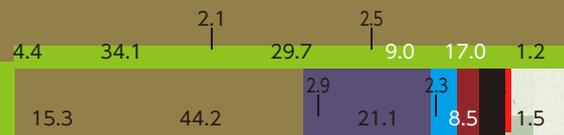
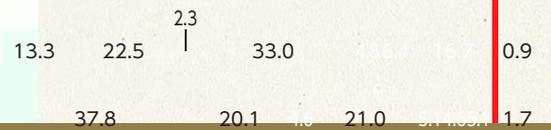
教養娯楽
その他の消費支出
消費支出計



❗ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方について

❗ 6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間(1日当たり)

❗ 仕事と生活の調和に関する希望と現実(男女別)



.....









3 さまざまな法律

.....

法律

憲法は、法の下での平等を定める第14条第1項で、性別による「差別」も禁じています。また、第24条第1項では、婚姻が両性の合意のみに基いて成立し、夫婦の協力により維持されなければならないこと、その基本として「夫婦は同等の権利を有する」ことも定めています。同条第2項は、